

徳島県選挙管理委員会告示第 52 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項の規定による条例の制定又は改廃の請求及び同法第 75 条第 1 項の規定による監査の請求をする場合の県議会会議員及び知事の選挙権を有する者の 50 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 4 月 24 日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

11,835 人